

日時：2017年6月23日（金）9:10～10:30

場所：大東文化大学 板橋校舎

3号館1階30103教室

講演者：武田真一河北新報社防災教育室長

論題：都市の危機管理～東日本大震災の経験から

河北新報社より武田真一防災教育室長をお招きして、震災から6年が経過した時点での様々な問題点をお話しいただいた。特に、全国的に被災地支援への倦怠感が広がる中で、「震災を忘れない」とはどういうことなのか。その点を力説された。また、その後、広域合併が行われたのちの震災対応に関する諸問題を、地域に密着して被災と復興の状況を世界に発信してきた経験に即して、豊富な取材記録写真を用いながらお話しいただいた。

河北新報社は、積極的に展開している「むすび塾」「次世代塾」といった震災の記憶や経験を無駄にしないための様々な試みを積極的に展開されている。こうした経験もお話に反映され、聴衆を魅了された。



以下、当日のレジюмеより

◎広域合併と震災

- ・平成の大合併で3229市町村は1730市町村に再編
- ・合併に付随する改革の完了は、震災前年の2010年度だった
- ・そもそも行財政改革が目的で、自治体職員の削減進む
- ・7市町合併の石巻市でも、総合支所になった旧町役場職員4-5割減
- ・被災現場に近い拠点で人員限られ、災害対応混乱
- ・人口激減の周縁部の旧町と中心部の復旧、復興格差は拡大
- ・切り捨てられた「地方の中の地方」で被害と影響深刻の実態直視を
- ・構造的な課題を抱えた地域を追い込み、大都市のみ発展の方向性を象徴

- ・格差は分断を生み、社会の安定損なう
- ・震災を起点に地域と地方を出発点として、社会や国のありようを考える姿勢が問われている

◎政令市と震災

- ・「災害対応力を十分に発揮できなかった」と仙台市
- ・全国20の政令指定都市に共通の要望として、災害対応法制の改正訴え
- ・災害救助法の「救助」主体は、都道府県（知事）
- ・市町村（長）はそれを「補助する」という位置付け
- ・都道府県並みの組織力、財政力を持つ政令市も同じ位置付けのまま
- ・「事務委任という手続きで事実上代行でき、事前協議で対応可能」と知事会
- ・「主体的対応できず、躊躇や混乱を招く。法律位置づけを」と指定都市市長会
- ・地方制度をめぐる綱引きの様相も、災害は住民の生命に関わるだけに重大
- ・災害救助法は1947年制定、政令市制度は1956年スタート
- ・法制度と現状が合わない点も多数
- ・災害は「公助」対応ではなく、住民、企業、NPOなど結集の対応不可欠
- ・行政のタテの対応よりも、ヨコのつながり強化による対応重視
- ・「お試し改憲」透けて見える災害想定 of 緊急事態条項論議は的外れ
- ・政令市の災害対応力を広域支援、民間協働で発揮させる仕組みこそ必要